
監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月1日

高知県監査委員	加藤	漠
同	田中	徹
同	奥村	陽子
同	五百藏	誠一

定期監査結果報告（令和5年度第3回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関225機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関77機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和4年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

また、本年度も、土木工事及び建築等工事の専門知識を有する公益社団法人に調査を委託して、実地調査等による方法により、工事監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項、注意事項及び検討事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項及び検討事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

（1）総務部須崎県税事務所

令和4年11月に収納した法人県民税及び法人事業税について、令和4年度歳入とするべきところ令和5年度歳入としていたものがあつた。

これは、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とすることを定めた、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 土木部中央東土木事務所

河川占用許可において、河川占用料の収入調定を行っていないものがあった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 教育委員会高知追手前高等学校

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 教育委員会高知農業高等学校

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(5) 教育委員会幡多農業高等学校

生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。

これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 検討事項

土木部高知土木事務所

内部統制に係る案件等において、組織としてのチェック機能が十分に働いていないと考えられる事務処理上の大きなミスが発生していることから、効果的な再発防止策について更なる検討を求める。

3 意見

今回監査を実施した出先の77機関のうち26機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が50件認められた。

令和4年度と比較して件数が減少したのは16機関、増加したのは22機関で、増減がなかったのは2機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、37機関となっている。

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

4 重点項目

(1) 工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

ア 工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木工事	林業振興・環境部中央西林業事務所	仁淀川流域 仁淀川支流南の川小日浦復旧治山工事
建築等工事	教育委員会高等学校振興課	(新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事 (新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築電気設備工事 (新) 安芸中学校・高等学校校舎

イ 監査の期間

令和5年5月16日から令和6年1月31日まで実施した。このうち、林業振興・環境部中央西林業事務所については令和5年10月4日及び5日に、教育委員会高等学校振興課については同年10月30日及び31日に現地調査を実施した。

ウ 監査の方法

今回の監査は、アの工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、技術士の協力を得て実施した。

監査に当たっては、監査対象機関から提出された関係書類を照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、現場における施工状況を調査した。

エ 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

(2) 県単独補助事業の執行について

各機関が実施する県単独補助事業について、事務手続が適正になされているかだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。

補助事業者への交付額が100万円以上の補助金について、36所属36事業を抽出して実施した結果、補助事業単位では、成果指標や目標が明確に定められていないものが一部見受けられた。

これらは、高知県産業振興計画、南海トラフ地震対策行動計画等の目標値を達成するための手段の一つとして位置づけられている等の理由により、成果指標等を定めていなかったが、補助目的に応じた適切な指標を設定するなど、事業効果の検証について万全を期されたい。

別表 1 (監査対象機関)

機関名		機関名	
知事 部 局	総務部	知事 部 局	土木部
	東京事務所		安芸土木事務所
	公文書館		中央東土木事務所
	安芸県税事務所		高知土木事務所
	中央東県税事務所		中央西土木事務所
	中央西県税事務所		須崎土木事務所
	須崎県税事務所		幡多土木事務所
	幡多県税事務所		土木部 6 機関
	総務部 7 機関		
	健康政策部		教 育 委 員 会
	中央東福祉保健所	東部教育事務所	
	健康政策部 1 機関	図書館	
	子ども・福祉政策部	幡多青少年の家	
	療育福祉センター	室戸高等学校	
	中央児童相談所	中芸高等学校	
	子ども・福祉政策部 2 機関	県立安芸中学校	
	産業振興推進部	安芸高等学校	
	大阪事務所	城山高等学校	
	名古屋事務所	山田高等学校	
	産業振興推進部 2 機関	嶺北高等学校	
	商工労働部	高知農業高等学校	
工業技術センター	高知東工業高等学校		
海洋深層水研究所	岡豊高等学校		
中村高等技術学校	高知東高等学校		
商工労働部 3 機関	高知工業高等学校		
農業振興部	高知追手前高等学校		
中央東農業振興センター	高知丸の内高等学校		
農業大学校	高知小津高等学校		
農業担い手育成センター	高知北高等学校		
農業振興部 3 機関	県立高知国際中学校		
林業振興・環境部	高知国際高等学校		
森林技術センター	伊野商業高等学校		
安芸林業事務所	高岡高等学校		
中央東林業事務所	高知海洋高等学校		
幡多林業事務所	須崎総合高等学校		
林業大学校	佐川高等学校		
林業振興・環境部 5 機関	禰原高等学校		
	四万十高等学校		

機関名	
教育委員会	教育委員会
	大方高等学校
	幡多農業高等学校
	県立中村中学校
	中村高等学校
	宿毛高等学校
	清水高等学校
	山田特別支援学校
	高知江の口特別支援学校
	日高特別支援学校
	中村特別支援学校
	教育委員会 38機関
警察本部	警察本部
	高知警察署
	高知南警察署
	高知東警察署
	室戸警察署
	安芸警察署
	南国警察署
	土佐警察署
	佐川警察署
	中村警察署
	宿毛警察署
	警察本部 10機関
合計 77機関	

別表2 (実施機関別の指摘事項、注意事項及び検討事項)

() : 指摘事項の件数で内数、[] : 検討事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和4年度	増減
知事部局										
総務部		1 (1)	4					5 (1)		5
東京事務所			1					1		1
公文書館										
安芸県税事務所			1					1		1
中央東県税事務所			1					1		1
中央西県税事務所										
須崎県税事務所		1 (1)	1					2 (1)		2
幡多県税事務所										
健康政策部			1					1		1
中央東福祉保健所			1					1		1
子ども・福祉政策部			1					1	3	△ 2
療育福祉センター			1					1	2	△ 1
中央児童相談所									1	△ 1
産業振興推進部									1	△ 1
大阪事務所										
名古屋事務所									1	△ 1
商工労働部									1	△ 1
工業技術センター										
海洋深層水研究所										
中村高等技術学校									1	△ 1
農業振興部			1				1	2		2
中央東農業振興センター			1				1	2		2
農業大学校										
農業担い手育成センター										
林業振興・環境部			1				1	2	2	
森林技術センター										
安芸林業事務所			1				1	2		2
中央東林業事務所										
幡多林業事務所										
林業大学校									2	△ 2
土木部	1 [1]	2 (1)	7	4			4	18 ⁽¹⁾ [1]	10 (1)	8
安芸土木事務所			1					1	2	△ 1
中央東土木事務所		1 (1)	1	1				3 (1)	2	1
高知土木事務所	1 [1]	1		2				4 [1]	2	2
中央西土木事務所			1				1	2		2
須崎土木事務所			3				2	5	1	4
幡多土木事務所			1	1			1	3	3 (1)	

() : 指摘事項の件数で内数、[] : 検討事項の件数で内数

機関名	事務区分								参考	
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和4年度	増減
警察本部	警察本部								3 (1)	△ 3
	高知警察署								1	△ 1
	高知南警察署									
	高知東警察署									
	室戸警察署								1	△ 1
	安芸警察署									
	南国警察署									
	土佐警察署								1 (1)	△ 1
	佐川警察署									
	中村警察署									
宿毛警察署										
計	2 [1]	10 (5)	26	6	0	0	6	50 ⁽⁵⁾ [1]	32 (3)	18

別表3（事務区分別の指摘事項、注意事項及び検討事項）

事務区分	指摘事項	注意事項	検討事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	1	1	2	4.0	・支払証の亡失 ・事務処理上の大きなミスを防ぐ、効果的な再発防止策の検討
収入事務	5	5	0	10	20.0	・調定漏れ ・調定年度誤り 等
支出事務	0	26	0	26	52.0	・経費支出伺（変更）の作成漏れ ・通勤手当の過払い ・通勤手当の支給漏れ 等
契約事務	0	6	0	6	12.0	・仕様書等の一部添付漏れ ・再委託の事前承諾漏れ ・複数単価契約の、一部単価が予定価格超過
補助金の交付に関する事務	0	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	0	0	0	—	
土木・建築工事に関する事務	0	6	0	6	12.0	・工事の検査命令権者誤り ・特記仕様書で定めた事項の確認漏れ 等
計	5	44	1	50	100.0	
参考（令和4年度）	3	29	0	32	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。